

※基本料金	介護福祉施設サービス費				
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護福祉施設サービス費	589	659	732	802	871
日常生活継続支援加算	36	新規入所の方：介護度4または5の方が70%以上または認知症自立度Ⅲ以上が65%以上 現入所の方：吸引及び胃瘻等を実施する入所者が15%以上のいずれかに該当している。			
夜間職員配置加算(Ⅰ)口	13	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が最低基準を1以上上回っている。			
栄養マネジメント強化加算	11	管理栄養士を2名配置。低栄養リスクの入所者に対し、栄養ケア計画に従い週3回以上食事の観察を行い、それを踏まえて調整等を実施。食事の変化を把握し早期対応する。LIFEを活用している。			
看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)口	12	配置すべき看護職員数に1を加えた数以上であり、24時間連絡できる体制を確保している。			
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	—	介護保険対象のサービス（居住費及び食費以外）の利用実績に三つの加算を合わせた 17.6% を乗じた料金を上乗せします。			
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50/月	利用者の心身に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、その評価・情報を必要に応じてサービス計画などを見直すなどサービス提供にあたって適切かつ有効に活用している。（科学的介護情報システム：LIFE）			
協力医療機関連携加算	50/月	入所者等の急変時、医師や看護職員と相談対応ができる。また、診療を行うこと及び入院を要する場合入院できる体制を常時確保されている。			
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10/月	第二種協定指定医療機関との連携、協力病院との感染症発生時の診療棟対応の取り決め、医師会等が行う院内感染対策の研修又は訓練に年に1回以上参加している。			
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5/月	感染対策を行える医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている。			
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10/月	ICTや見守り機器導入により利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減しているかなど3月に1回以上委員会を開催し、1年に1回その効果を示すデータの提供を行う。			

		個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室
住居費	第4段階	1231	915	1231	915	1231	915	1231	915	1231	915
	第3段階①②	880	430	880	430	880	430	880	430	880	430
	第2段階	480		480		480		480		480	
	第1段階	380	0	380	0	380	0	380	0	380	0
食費	第4段階	1445									
	第3段階②	1360									
	第3段階①	650									
	第2段階	390									
	第1段階	300									

※その他の介護給付サービス加算

加算	1割負担	加算条件
初期加算	30単位/日	利用者が新規に入所及び1ヶ月以上の入院後、再び入所した場合、30日間加算
外泊時費用	246単位/日	利用者が入院及び外泊の場合6日間を限度として加算（ただし、入院・外泊の初日及び末日のご負担はありません。）
安全対策体制加算	20単位/回	外部の研修受けた職員を配置し、安全対策を実施する体制が整備されている。 入所時に1回のみ算定
外泊時在宅サービス利用費用	560単位/日	利用者に対して居室における外泊を認め、その利用者が施設から提供される在宅サービスを利用した場合、1月に6日間を限度として所定単位数に加えて算定
再入所時栄養連携加算	200単位/回	入院時、施設と大きく異なる栄養管理が必要な場合、医療機関の栄養士と連携して栄養ケア計画を作成し、再入所した場合に算定できる。

※介護保険の給付の対象にならないサービス料金

食費代金	1日 1, 445円（上記の料金表をご確認ください。） ※特別な食事の提供として、利用者の希望に応じた食事を外部より注文する又は、特別に調理した場合は、実費及び別途料金を頂きます。
住居費代金	個室 1日 1, 231円（上記の料金表をご確認ください。） 多床室 1日 915円（上記の料金表をご確認ください。） ※入院・外泊等で居室を開けておく場合は、第1～3段階の方は、6日まで負担限度額認定の適用を受けられますが、7日目から居室確保代金として1日 915円を頂きます。（ただし第4段階の個室の方は6日間に限り1, 231円の居住費の徴収となります。） 居室確保代 915円

* 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦1日当りの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日市町村の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

○介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。